

外国特許の権利情報調査に関する研究

知的財産情報検索委員会
第3小委員会*

抄録 外国特許の審査経過情報を収録しているデータベースとしてINPADOCが知られているが、近年esp@cenetなどにより無料または安価に利用できるようになっている。また、各国の特許庁のホームページにおいても審査経過情報の提供が開始されている。

しかし、INPADOCの収録内容とそれにより得られる情報について、これまで詳細に検討されていなかった。本研究では、欧州特許出願に関する審査経過情報および各国移行後の権利情報について検証を行った。その中でも特に生死情報に焦点を当て、具体的に収録される情報、その収録状況、収録情報の信頼性などについて検証を行った。以下、その検討結果について報告する。

目次

1. 研究の課題
 - 1.1 背景
 - 1.2 目的
 - 1.3 検証方法
 - 1.4 使用したツール
2. 概観
 - 2.1 PRSコードの付与状況
 - 2.2 データ収録のタイムラグ
3. 生死情報の検討
 - 3.1 審査請求
 - 3.2 拒絶理由とその対応
 - 3.3 放棄または取り下げ（登録前）
 - 3.4 登録 その1（EP登録の有無）
 - 3.5 登録 その2（移行情報）
 - 3.6 年金支払い（不払いによる放棄）
4. 生死情報のまとめ
5. PCT出願の日本移行情報
6. まとめ
7. 最後に

1. 研究の課題

1.1 背景

外国特許の権利状況を調査する場合、データベースとしてINPADOCの法的状況（Legal Status；以下LSと表記）を用いることが多い。しかし、INPADOCは従来商用データベースによる従量制サービスでしか提供されておらず、また、利用料金も比較的高額であった。2003年になって欧州特許庁（EPO）の公報データベースであるesp@cenet¹⁾においてLSを無料で利用できるようになり、また、商用データベース（PatentWeb, QPAT, Delphion, WIPS等）においても安価な固定制の料金でLSを参照できるようになってきた。

しかし、具体的な収録内容などについては依然不明な点が多く、実際に収録される情報、その収録状況、収録されるタイミング、および、

* 2005年度 The Third Subcommittee, Intellectual Property Information Search Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

その情報の信頼性等についてこれまで詳細に検討されていなかった。

1. 2 目 的

知的財産業務において外国特許の権利状況、特に生死情報の調査は重要であり、それを判断する上で必要な情報として、どのような情報がLSに収録されているか、その収録のタイムラグがどのくらいかについて検証し、LSの有用性を検証した。

LSには46ヶ国（特許機関）の情報が収録されているとされているが、予備的な検討を行ったところ、実際にはLSの収録は一部の国に限られ、その他の多くの国についてはほとんど収録されていないことがわかった。以後、LSの収録状況の検証のため、概ねデータが収録されていると考えられ、データとして有用と考えられる欧州特許（EP）を対象を絞って生死情報の検証を行った。

加えて、PCT出願の各国移行情報のうち特に関心のある日本への移行情報についてLSで確認できるかについても検証を行った。

1. 3 検証方法

確実な審査経過記録を把握することができるワーキンググループメンバーの自社案件(73件)について、自社での経過記録とINPADOC LS、および、EPOの総合情報データベースepoline²⁾の情報とを比較することによって、収録される生死情報の種類、収録率、収録国等について検証を行った。

生死情報としては、重要性が高いと思われる以下の項目について検討を行った。①審査請求、②拒絶理由とその対応、③放棄または取り下げ（登録前）、④EP登録、⑤EP登録後の各国移行情報、⑥各国移行後の年金支払い（不納による放棄）。

1. 4 使用したツール

検証にあたっては以下のホームページ、ソフトウェア（サービス）を使用した。

① LS

- ・ esp@cenetのINPADOC LS
- ・ Open Patent Services (OPS)³⁾

② epoline

- ・ Register Plus (About this file画面)

なお、OPSとはINPADOCのファミリー、LS等のデータをXMLフォーマットで提供するEPOのサービスであり、OPS用のクライアントソフトウェアが提供されている。本研究では「OPS Client」というフリーウェア⁴⁾を利用した。本ソフトウェアを用いた出力例を図1に示す。また、esp@cenetのINPADOC LS画面について図2に、epolineのRegister Plus (About this file画面)については図3に示す。

なお、以下において欧州特許条約施行規則はRuleXXと表記した。

2. 概 観

2. 1 PRSコードの付与状況

INPADOCでは、出願から権利消滅までのLSに変化が生じたときに、その日付（PRS Date）とイベント（特許庁における様々なアクションや状況）に対応するコード（PRSコード）を付与している⁵⁾。PRSコードの意味についてはEPOのINPADOCホームページ⁶⁾に説明があり確認できる⁷⁾。

検証した73件の案件においてPRSコードの付与状況は以下のとおりであった。

① ほぼ共通して付与されていたコード

AK：指定国（各公報発行時）

AX：指定国（拡張国）

17P：審査請求

17Q：1回目の審査官レポート

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

	990317	AK	+	DESIGNATED CONTRACTING STATES:	Kind Code of Ref Document A2
PRS Date	0317	AK	+	DESIGNATED CONTRACTING STATES:	Designated State(s) BE DE FR GB
	0317	AX	+	EXTENSION OF THE EUROPEAN PATENT TO	Free Format Text AL:LT:LV:MK:RO:SI
	990526	AK	+	DESIGNATED CONTRACTING STATES:	Kind Code of Ref Document A3
	990526	AK	+	DESIGNATED CONTRACTING STATES:	Designated State(s) AT BE CH CY DE DK ES FI FR
	990526	AX	+	EXTENSION OF THE EUROPEAN PATENT TO	Free Format Text AL:LT:LV:MK:RO:SI
PRS コード	03112	17P	+	REQUEST FOR EXAMINATION FILED	Effective DATE 19991116
	0202	AKX	+	PAYMENT OF DESIGNATION FEES	Free Format Text BE DE FR GB
	0131	17Q	+	FIRST EXAMINATION REPORT	Effective DATE 20001214
	03112	AK	+	DESIGNATED CONTRACTING STATES:	Kind Code of Ref Document B1
	03112	AK	+	DESIGNATED CONTRACTING STATES:	Designated State(s) BE DE FR GB
	031112	REG		REFERENCE TO A NATIONAL CODE	Ref Country Code GB
	031112	REG		REFERENCE TO A NATIONAL CODE	Ref Legal Event Code FG4D EUROPEAN PATENT GRA
	031218	REF		CORRESPONDS TO:	Ref Document Number 69819641
	031218	REF		CORRESPONDS TO:	Country of Ref Document DE
	031218	REF		CORRESPONDS TO:	Date of Ref Document 20031218
	031218	REF		CORRESPONDS TO:	Kind Code of Ref Document P
	040827	ET	+	FR: TRANSLATION FILED	
	041103	26N	+	NO OPPOSITION FILED	Effective DATE 20040813

注) PRS Date, PRS コードについては、後述 2. を参照

図 1 PRSコード出力例 (OPスクライアントソフト使用)

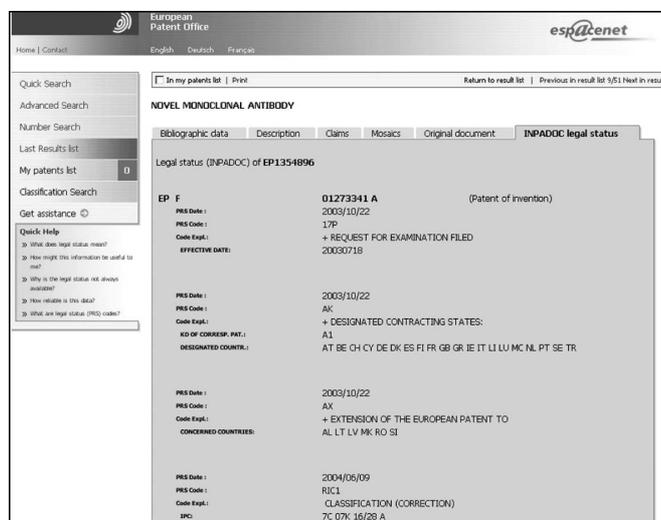


図 2 esp@cenet INPADOC LS画面

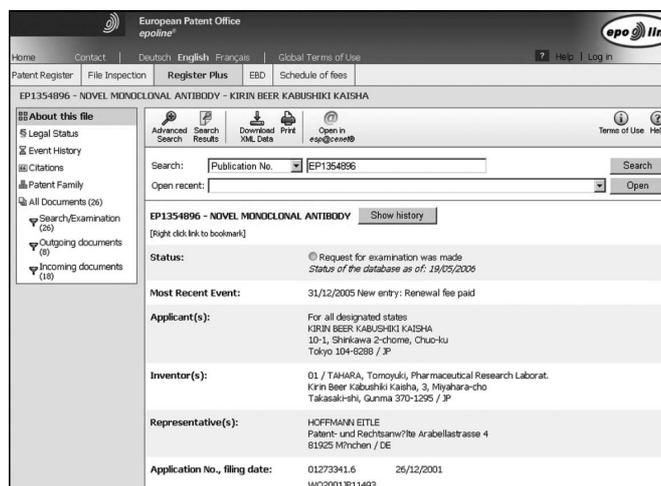


図 3 epo@line - About this file画面

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ET：フランスでの翻訳文の提出

26N：指定期間内での異議なし

26：指定期間内で異議あり

REF (DE)：ドイツ出願の情報（移行を示す。詳細は表2参照）

② 全部ではないが付与されていたコード

AKX：指定料金の納付

GBPC：更新料不納によるイギリスでのEP特許の終了

ITF：イタリアでの翻訳文の提出

REG FG4D：EP特許登録

18D：見なし取り下げ

18W：放棄 等

2. 2 データ収録のタイムラグ

PRS Date (Gazette Date) とそのデータのデータベース公開日との間にはタイムラグが存在する。商用データベースSTN InternationalのINPADOCで確認したところAKについてはPRS Dateの約4日後に公開されていた。また17P, 17Q, 26Nには、PRS Dateとは別に効力の発生した日 (Effective Date) のデータがあり、必ずしもPRS Dateと一致していない。Effective Dateとデータベース公開日とのタイムラグは、17Pでは約100日、26Nでは約1年であった。このタイムラグは必ずしも一定ではなく、各案件、各コードによりばらつきがある。

以上の結果から、INPADOCのLSのデータについては特定のPRSコードのみ確実な情報となることがわかった。以下、個別のPRSコードによって得られる情報について、審査経過に沿った形で更に詳細に検討した。

3. 生死情報の検討

個々の生死情報についてLS, epolineそれぞれ検討を行った。その結果を表1に示す。

なお、検証した案件73件の技術分野、出願年代にばらつきがあるため、参考データとして出

願年、筆頭IPCのデータも併せて収録した。epolineでは電子包袋を閲覧することができるが、包袋自体も審査経過情報として捉えることができる。しかし、収録状況にばらつきがあり、また個々の内容を簡便に把握することが難しいため、内容は検討せず包袋収録の有無のみ確認した。

3. 1 審査請求

(1) LSについて

審査請求があると“17P”のPRSコードが付与され、“request for examination filed”という情報が収録される。このコードは全ての案件(71件)について収録されており、審査請求の有無については完全に把握できるといえる。

(2) epolineについて

審査請求があると、Examination procedureという項にその日付と“request for examination was made”という情報が収録される。この情報も、全ての案件(71件)について収録されていた。したがって、epolineでも審査請求の有無については把握できるといえる。

3. 2 拒絶理由とその対応

(1) LSについて

1回目のオフィスアクション(審査官レポート)の送付時に“17Q”のPRSコードが付与されるとともに“first examination report”という情報が収録される。しかし、2回目以降の審査官レポートの有無については、PRSコードの付与もそれを示す情報も収録されないため、その後の状況を把握することはできない。また、INPADOCデータの誤りと思われるもの(1件)や、拒絶理由通知なしにRule51(4)(特許査定予告通知)が発せられた場合に一部データの無いもの(1件)があった(ワーキンググループメンバー各社で把握している1回目のオフィス

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表1 生死情報検討結果

審査経過	INPADOC LS		epoline About this file画面	出願年 の分布	筆頭IPC の分布	epoline 包装袋
優先日		-	56/56	1983年：3件	A61K：15件 A61L：1件 B29C：1件 C01B：1件 C04B：1件 C07C：7件 C07D：7件 C07F：1件 C08C：1件 C08K：2件 C08F：5件 C08G：8件 C08L：10件 C09D：1件 C10M：1件 C12N：1件 C23C：1件 G03G：9件	有：38件 無：35件 計73件
出願日		-	73/73	1984年：1件		
公開日 (A1/A2)	AK	73/73	73/73	1985年：10件		
サーチレポート (A3/A4)	AK	64/65 *1	65/65	1986年：2件		
審査請求日	17P	71/71	71/71	1987年：1件		
オフィスアクション (1回目)	17Q	47/49 *1	49/49	1988年：5件		
オフィスアクション (2回目)		-	23/23	1989年：4件		
オフィスアクション (3回目)		-	9/9	1990年：2件		
EP登録査定になる前に放棄	18D/18W	15/16 *1	16/16	1991年：1件		
特許査定予告通知 [Rule51(4)]		-	57/57	1992年：1件		
特許査定日 [Rule51(6)]		-	49/53 *2	1994年：6件		
登録日	AK	55/55 *3	56/56 *3	1995年：6件		
登録時の指定国 (移行国)	AK	44/55 *4	44/55 *4	1996年：4件		
異議申立の有無	26 (N)	53/54 *5	53/54 *5	1997年：5件		
EP登録後で各国移行前に放棄		5/11 *4	3/11 *4	1998年：5件		
維持年金の支払		-	71/71	1999年：8件		
				2000年：3件		
				2001年：5件		
				2003年：1件		

注) データ数字は、左側が「データベースに収録されていた件数」、右側が「ワーキンググループメンバー各社で把握している実際の件数」である。

なお、LSにおいて「優先日」「出願日」「特許査定予告通知」「特許査定日」のPRSコードは存在しない。

*1：INPADOCはデータの誤りが比較的多いことが知られており、データ数が合わない箇所はINPADOCデータの誤りと考えられる

*2 *3：3. 4で説明する

*4：3. 5で説明する

*5：タイムラグによる未収録と考えられる

アクション案件は全部で49件であったが、このうち前記の2件について、情報が収録されていなかった)。そのようなケースでは正確な情報を把握することはできないといえる。

(2) epolineについて

拒絶理由通知等のデータが全ての案件(49件)について、1回目だけでなく2回目以降についても関連する情報とともに収録されていた。例えばRule51(2) (拒絶理由通知)、あるいは、Rule51(4) (特許査定予告通知) というオフィスアクションでは応答期間や応答延長に関する情報なども同時に収録されており、LSに比べると実際の審査状況や応答期限などの情報を把握

することができるため非常に有用である。出力例を以下に示す。

- ・ 29/8/1985 Dispatch of examination report A.96 (2), R.51 (2) (Time limit: M06)
- ・ Reply to examination report
(・ 欧州特許条約第96条2項, 欧州特許施行規則第51条2項に基づき審査報告書を発送; 回答期限6ヶ月
・ 審査報告書に回答)

3. 3 放棄または取り下げ (登録前)

(1) LSについて

未審査請求, 拒絶査定など, EP登録前に放棄あるいは取り下げを行った場合, “18D” また

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

は“18W”というPRSコードが付与される。加えて、“18D”については“Deemed to be withdrawn”，“18W”については“Withdrawn”というテキスト情報が、それぞれ収録される。“18D”，“18W”の区別の基準は、以下のとおりである。

18W：放棄書を提出して放棄した場合

18D：放棄書を提出せずに放棄した場合

(期限までに応答しなかった場合等)

ワーキンググループメンバー各社において把握している放棄・取り下げ案件は、全部で16件であった。このうち、15件についてこれらのコード収録されており(未収録の1件については、データの誤りと思われる)、EP登録前の放棄、取り下げの情報については、ほぼ確実に把握することができるといえる。

(2) epolineについて

“18D”に相当する放棄または取り下げとなった状況においては、以下のような情報が収録される。

17/06/1999 Application deemed to be withdrawn

また、“18W”に相当する放棄または取り下げとなった状況においては、以下のような情報が収録され、放棄書の提出の有無を判断することができる。

03/05/2002 Application withdrawn by applicant

epolineでは、ワーキンググループメンバー各社の把握する全ての案件(16件)について、放棄または取り下げの状況についての情報が収録されていた。

3.4 登録 その1 (EP登録の有無)

(1) LSについて

EP出願が登録された場合、“AK”(Kind Code of Ref Document B1)というコードが付与される。ワーキンググループメンバー各社の把握

する全ての案件(55件)にこの情報が収録されていた。よって、EP登録の情報を把握することができるといえる。

(2) epolineについて

EP登録の情報が、56件について収録されていた。epolineの収録件数(56件)がLSのそれ(55件)よりも1件多いのは、epolineは実際のEP登録日より前の段階でデータが収録されるためと考えられる。したがってepolineを利用するとより早い審査経過情報の把握が可能といえる。

(3) 特許査定日 [Rule51(6)] に関するepolineのデータ

ワーキンググループメンバー各社の把握するRule51(6)の通知のあった53件のうち、49件にRule51(6)に関する情報が収録されていた。収録されていない残りの4件について包袋を確認したところ、特許査定予告通知(Rule51(4))に相当する情報の前後に、以下に記載するA情報が3件、B情報が4件全てについて収録されていた。

A情報：Rule51(4)の前のイベント

Filing of a translation of the previous application pursuant to Rule 38(4) EPC in combination with Rule 51(6) EPC

B情報：Rule51(4)の後のイベント

Reply to the communication under Rule 51(4) EPC (R.51(6) before 01.07.02) - Filing of the translations of the claims

現時点ではRule 51(6)情報の収録の有無の理由については不明である。

なお、Rule51(6)に相当する情報がepolineに収録されていない場合でも、①INPADOC等の特許ファミリーレコードに公報情報が記載される、②その後の各国移行の情報等は問題なく収録されていることなどから、実務上は特に問題

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

は発生しないと考えられる。

3.5 登録 その2 (移行情報)

EP登録後の各国移行情報および放棄情報について表2に記載した国を対象として検証した。

検討対象国にかかわる移行・放棄を表すPRSコードのうち主要なものを、表2に示す。移行の有無は表2に示すPRSコードの意味する内容により判断した。表2において網掛け部分が放棄を示すコードである。

表2 移行・放棄を表すPRSコード一覧

国	国名	PRSコード	種別	内容
CH	スイス	REG CH EP	移行	REG：国内法参照
		REG CH PL	放棄	REG：国内法参照
		25	放棄	締約国の一つで失効
DE	ドイツ	REF (DE)	移行	REF：～に対応 (DE)
		8339	放棄	注) 対応DE公報のLS
		(Family)		INPADOCファミリー
FR	フランス	ET	移行	FRへの翻訳提出
		REG ST	放棄	REG：国内法参照
GB	イギリス	REG GB FG4D	登録	REG：国内法参照
		GBPC	放棄	特許終了 (更新料不納)
		GBPR	放棄	特許取消 (EPC102)
		PE20	放棄	期間満了
IT	イタリア	ITF	移行	IT翻訳文提出
		REG IT 0003	放棄	REG：国内法参照
NL	オランダ	NLV1/NLV4	放棄	特許失効/取り消し
		25	放棄	締約国の一つで失効
SE	スウェーデン	EUG	放棄	SEでのEP特許失効
		25	放棄	締約国の一つで失効

注) 「REG：国内法参照」は、移行した後に何らかの国内法に該当する動きがあった場合に付与される。DEの「REF：～に対応 (DE)」についてもDE国内法で動きがあった場合にこのコードが付与される。このことから移行した事実が確認できる。DEのファミリーについては、DEのLSデータから判断を行っている。

更に移行・放棄情報がどのくらい収録されているかについて各国別に集計した結果を表3に示す。

表3 国別移行・放棄情報収録状況

国コード	国名	移行	放棄
AT	オーストラリア	12/13	5/11
BE	ベルギー	0/20	16/18
CH	スイス	19/29	17/22
DE	ドイツ	56/57*	31/32*
DK	デンマーク	1/6	5/5
ES	スペイン	5/9	8/8
FI	フィンランド	0/3	2/2
FR	フランス	48/52*	27/33*
GB	イギリス	37/56	30/32*
GR	ギリシャ	3/11	4/11
IE	アイルランド	1/4	1/3
IT	イタリア	20/30	0/20
NL	オランダ	1/23	19/21
PT	ポルトガル	1/3	1/2
SE	スウェーデン	1/19	16/16
LU	ルクセンブルク	0/1	1/1

*タイムラグによる未収録とみられる。

表3に示したとおり移行情報については多くの国についてデータが収録されているが、検討対象となる案件数、収録率などを考慮して、ドイツ (DE)、フランス (FR)、イギリス (GB) の3ヶ国について検証を行った。他の国については今回は詳細な検証を行っていない。

(1) LSについて

EP登録における指定国を示すPRSコードは次のとおりである。

AK (Designated State(s))：指定国

LS、および、登録公報の表紙には指定国の情報が収録されているが、EP登録後に移行しなかった国の情報は反映されていない。つまり、LSや登録公報の表紙には審査請求時の指定国の情報がそのまま収録されているだけであって、実際に移行した国の情報が改めて収録されるわけではないことがわかった。

表1のLSの「登録時の指定国 (移行国)」のデータは44/55となっているが、実際は44件が審査請求時の指定国と登録時の指定国 (移行国)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

とがたまたま同一であったということにすぎず、必ずしも当該データからEP登録後に実際に移行した国を判断できるということを意味しない。逆に11件については審査請求時の指定国とは異なる国に移行していたことを示している。仮に全ての案件においてEP登録後に審査請求時の指定国と一致しない国に移行したとすれば、0/55という結果になっていたと思われる。したがって、登録公報発行時のLS（指定国の情報）からは、EP登録時の正確な指定国（移行国）の情報を得ることはできないといえる。

しかしながら、直接登録時の指定国（移行国）を表す情報ではないものの、表2に示すようにEP登録後の特定の国への移行を示唆するPRSコードが設けられている例がある。例えば、FRでは“ET”というコードが付与されるが、これは「翻訳文の提出」を意味している。このことはすなわちFRへの移行があったことを示す情報とみなすことができ、間接的にFRへの移行がなされたと判断できる。したがって、これらのPRSコードから特定の国への移行、または、移行後の放棄を判断できる。

DE、FRについては、ほぼ全ての移行情報が記載されている。DEは56/57、FRは48/52と若干記載されていない案件があるが、おそらくタイムラグであると思われる。タイムラグについては、DEは登録公報発行後約1ヶ月で、FRは多少ばらつきが見られるが、約1年前後でそれぞれPRSコードが付与されている。したがって、DEとFRへの移行情報は全て記載されていると考えられる。すなわち、DE、FRへの移行について確実に判断できるといえる。

これに対して、GBについては、37/56とPRSコードが付与されていないケースが多く、GBへの移行情報については確実性に欠けるといえる。

(2) epolineについて

LSと同様に指定国の情報はあるが審査請求

時の指定国の情報が収録されるのみである。登録後に移行されなかった国については、“Lapse”というデータが本来記載され、指定国から“Lapse”情報のある国を除いた国が登録時の指定国と判断できるはずであるが、実際にはLapseデータはほとんど収録されていなかった。

表1のepolineの「登録時の指定国（移行国）」はLSと同様44/55であり、その理由はLSの項目で前述したとおりである。したがってepolineの情報からEP登録時の指定国（移行国）の情報を得ることはできないといえる。

3. 6 年金支払い（不払いによる放棄）

(1) LSについて

EP登録後の年金支払状況についての情報は収録されておらず、各国に登録された特許が現在存続しているかどうかを直接確認することはできない。しかし、年金を支払わずに放棄した案件についてはLSにその情報が収録されることがある。登録後の放棄を表すPRSコードは表2に示したとおりである。

LSに放棄情報がある国は7ヶ国あるが、放棄案件全てについてPRSコードが収録されるのであれば放棄に関する確実な情報となるため、その収録率について検証した。その結果については表3に示したとおりである。放棄情報の収録は国によりばらつきが見られるが、DE、FR、GBについてはそれぞれ31/32、27/33、30/32という高い収録率（確実性）で放棄情報が収録されていた。

DEについてはEPから移行後、改めてDE公報が発行され、INPADOCのファミリー情報にも収録される。また、DE公報についてもLSが収録され、DE移行後の権利が放棄されるとPRSコード“8339”が付与される。放棄に関しては、FRでは“REG ST”，GBでは“GBPC”，“GBPR”等というPRSコードがそれぞれ付与される。この3ヶ国については放棄された場合の

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

重要な手がかりとしてLSを利用可能であるといえる。なお、収録率が100%にならないのは実際の放棄からPRSコードの収録までにタイムラグがあるためと考えられる。

このほか、スイス(17/22)、オランダ(19/21)、ベルギー(16/18)、スウェーデン(16/16)、スペイン(8/8)、デンマーク(5/5)、フィンランド(2/2)についても放棄情報が収録されている率は高かったが、該当案件の母数が少なかったため、今回の検証結果から放棄情報が確実に収録されていると結論づけられなかった。また、イタリアについては放棄情報の記載はなかった。

(2) epolineについて

epolineのLegal Status画面(Register Plusの中の画面でINPADOC LSのデータおよび各国の放棄情報が収録されている。)に放棄情報が国別に収録されている。しかし、“Lapse”データが一部収録されているのみであり、実際にはほとんど放棄情報は収録されていないことがわかった。EPの審査段階の維持年金の支払い状況については収録されているものの、各国移行後の年金の支払い状況については全く収録されていない。したがって、epolineから放棄情報を得ることは事実上できないといえる。

4. 生死情報のまとめ

生死情報のまとめを表4に示す。

これまでの検討結果からEPの審査経過情報としてLSおよびepolineから参照できる情報については以下のとおり結論づけられる。

すなわち、審査請求、登録前の拒絶、取り下げについては、LS、epolineともに情報が収録されており、どちらを参照しても確認することができる。拒絶理由の有無、その対応およびEPの維持年金の支払いの有無についてはepolineを参照することで確認することができる。一方、各国への移行情報はDEおよびFRについ

てはLSを参照することによって確認することができる。各国移行後の放棄情報はGB、DEおよびFRについてLSを参照することによっての情報を確認することができる。

表4 生死情報のまとめ

		INPADOC Legal Status		epoline
審査請求		17P	○	○
拒絶理由とその対応		17Q	△	○
拒絶、取り下げ		18D/18W	○	○
登録	登録	AK (B1)	○	○
	移行情報		FR, DE○ その他△	△
年金 支払	EP維持年金		×	○
	各国移行後 放棄		FR, DE, GB ○ その他△	△

5. PCT出願の日本移行情報

PCT出願の日本(JP)への移行については公表公報(再公表公報)の発行が国際公開から時間がかかるため、その状況の把握が困難である。従来は包袋を申請して包袋の有無を確認する以外に手段はなかった。このため、LSで移行状況の把握ができれば大変有用であり、その検討を行った。

まず予備的にワーキンググループメンバーの自社案件を題材としてPCT出願からの各国移行情報の収録状況を確認したところ、JPへの移行情報は他の国より多く収録されていることが判明した。移行状況は最新のデータが要求されることから、2005年に公表された出願(国際公開日:1997年2月27日~2005年4月21日)をランダムに141件抽出して移行状況の確認を行った。(なお、日本特許庁IPDLでの検索の結果、2005年に公開された公表および再公表公報の総数は44,948件である。)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表5 PCT JP移行まとめ

PRSコード		
付与有り		付与なし
ENP	NENP	-
136	1	4

表5に示すように、その結果から141件のうち136件に以下のPRSコードが付与されていることがわかった。

ENP JP: ENTRY INTO THE NATIONAL PHASE IN

また、1件は移行しているにもかかわらず、不移行(NENP)のPRSコードが付与されていた。これはデータの誤りと思われる。ENPのPRSコードが付与されていなかった案件が4件あったが、いずれも2001年11月以前に国際公開されたものであり、2002年4月以降に国際公開された128件にはすべて付与されていた。

今回の検討結果から、少なくとも2002年4月以降に国際公開された案件については、LSによりJP移行の有無を確認できるといえる。一方、JP以外のその他の国については最近のデータでも移行情報は収録されていないことが多いことがわかった。例えば、2003年に国際公開され米国に移行されたことが判明している30件について検証を行ったところ、3件しか移行情報が収録されていなかった。したがって、JP以外の国については、LSを利用してPCT出願からの各国移行情報を確認することはできないといえる。

6. まとめ

以上のとおり検討してきた結果、LSとepolineを併用することによりEPの審査経過情報および各国移行後の状況について概ね把握できることが明らかとなった。具体的に把握可能な事項について、以下のとおり分類して示す。

① EPのLSのPRSコードの付与状況

② 各生死情報のデータの収録状況

③ 審査請求、EP登録、拒絶理由の有無、審査中の取り下げ

以上については、ほぼ確認可能であることが明らかとなった。

④ 各国移行

一部の国(DE, FR)に関してほぼ確認可能であることが明らかとなった。

⑤ 各国移行後の放棄

一部の国(DE, FR, GB)でほぼ確認可能であることが明らかとなった。

更にWOのLSによりPCT出願案件のJP移行の情報を確認できることがわかった。

7. 最後に

本研究ではこれまでほとんど検討されていなかったINPADOC LS, および, epolineによるEP出願の生死情報の検討を行い、6. に述べたとおり一定の範囲の生死情報についてはほぼ確実に把握できることを明らかにした。

但し、本研究の結果はあくまでもワーキンググループメンバー各社の73件の出願を検証して得られたものである。そのため今回の結果に該当しないケースもありうる。LSおよびepolineによる生死情報の調査はあくまでも1次スクリーニングの手段として捉え、最終的な判断には包袋ならびに原簿の確認をお願いする。

2006年にはWIPOホームページに各国移行情報を収録する計画⁸⁾もあるとの情報もあり、最近の各種情報サービスの変化は非常に速い。

また、本稿では取り上げなかったが、My.epoline - WebRegMTを利用すると、ウォッチング対象の出願の登録情報を含めた審査状況を把握できる^{9), 10)}。

今回の検討結果と各種情報を合わせてより確実性の高い方法を検討し、活用していただければ幸いである。

なお、本稿は日本知的財産協会2005年度知的

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

財産情報検索委員会第3小委員会における研究課題について、下記メンバーにより検討を重ね、その結果をまとめたものである。

成井洋二（日本油脂）
小山裕史（電気化学工業）
近藤博資（アドヴィックス）
紫垣恵子（帝人知的財産センター）
柴 裕昭（京セラミタ）
中田知久（帝人ファーマ）
林 晴子（第一製薬）

注 記

- 1) “esp@cenet”
<http://www.espacenet.com/>
- 2) “epoline”
<http://www.epoline.org/>
- 3) “Open Patent Services”
<http://ops.espacenet.com/>
- 4) 知的財産情報検索委員会 委員作成
<http://www3.starcat.ne.jp/~ima/index.html>
- 5) これに対して、epolineのRegister Plus (About this file画面) においては、PRSコードは付与さ

れておらず、テキスト情報として記載されている。

- 6) INPADOCホームページ
http://www.european-patent-office.org/inpadoc/prs_description.htm
- 7) PRSコード表一覧表日本語版は(株)パトリスから有償で発行されている。
- 8) 2006年3月現在、WIPOの公報検索結果に「National Phase」というタグが追加され、各国移行の情報が収録されているのが確認できている。
<http://www.wipo.int/pctdb/en/search-adv.jsp>
- 9) epolineのトップ画面
(<http://www.epoline.org/portal/public>)
からユーザー登録した後、ログインし、ウォッチング対象の公報番号を指定する。対象特許の法的状況に変化があれば逐次登録したメールアドレス宛てに電子メールで通知を受け取ることができる。
- 10) 各国特許庁サービス比較V
日本知的財産協会 2004年度知的財産情報検索委員会（資料第326号 2005年9月発行）

（原稿受領日 2006年5月25日）